

【森林環境譲与税※の活用方針】

- 森林環境譲与税の使途は、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策に制限されています。
- 茅ヶ崎市では森林環境税の趣旨を踏まえ、市管理地における継続的な森林整備、特別緑地保全地区の用地取得促進、地域産木材の利活用促進に利用していきます。
【※森林環境税及び森林環境譲与税】森林環境税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、令和6（2024）年度から賦課徴収されるものになります。
 国が徴収した森林環境税は、「森林環境譲与税」として市町村及び都道府県に配分されます。

① 清水谷等重点保全業務委託

- ・ 令和5～6年度に引き続き、清水谷特別緑地保全地区内の樹木伐採を行ったもの。令和7年度は、安全面に配慮し、市道や隣接地越境木及び危険木等の伐採を実施。

【事業費】9,504千円（うち譲与税：5,764千円）



伐採前



伐採後

② 森林緑地等維持保全業務委託（赤羽根斜面林）

- ・ 赤羽根字九図に所在する市有林において、安全面に配慮し、隣地越境木や危険木等の伐採を実施したもの。

【事業費】10,741千円（全額譲与税）

③ 森林緑地等維持保全業務委託、ナラ枯れ防除消耗品費

- ・ 倒木処理等の清水谷の維持管理業務や、ナラ枯れ対策を含む森林管理に必要な消耗品を購入したもの。

【事業費】1,801千円（うち譲与税：1,736千円）

④ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の森林整備委託

- ・ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区における林内環境改善のための伐採及び倒木処理、越境木伐採等を実施。

【事業費】2,674千円（全額譲与税）

⑤ 緑地維持管理委託料（平太夫新田、行谷、赤羽根字六図）

- ・ 市占用地（平太夫新田）、市有地（行谷及び赤羽根字六図）の維持管理のため、森林整備を行ったもの。

【事業費】2,130千円（全額譲与税）

⑥ 赤羽根字十三図用地取得経費

- ・ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区にて、買入の申し出があった土地を買い入れたもの。

【事業費】9,539千円（うち譲与税：6,587千円）

⑦ 赤羽根字十三図用地実測図作成業務委託

- ・ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区にて、買入の申し出があった土地の測量や不動産鑑定等を実施したもの。

【事業費】2,477千円（全額譲与税）

⑧ 木育に関するワークショップ等

- ・ 木育に関する親子向けワークショップの実施委託や、職員の刈払機安全衛生講習受講料を支払ったもの。

【事業費】130千円（全額譲与税）

◆ 令和7年度森林環境譲与税関係事業 内訳

A令和7年度総事業額：38,996千円

B令和7年度譲与額：29,289千円

C基金繰入金：2,950千円

Dその他(一般財源等)：6,757千円